証券コード　3698
2020年12月２日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
代表取締役社長　押　見　正　雄

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）またはインターネットにより議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年12月16日（水曜日）午後７時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

郵送またはインターネットによる議決権行使、及び本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については次頁以降をご確認ください。

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月17日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号　アイビーホール　４階　クリノン
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第20期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

第３号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策について

・本年度の株主総会は、議事及び規模を短縮・縮小して実施いたします。
　例年、株主総会後に開催しております**事業説明会については、本年度は中止**させていただきます。
・株主様の安全確保及び感染症拡大防止に必要な措置として、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年よりも大幅に減少するため、会場にご入場できる株主様の人数を制限させていただきます。
・**ご出席については事前登録制とさせていただきます。**
　ご出席を希望される株主様は12月11日(金曜日)午後7時までに当社ウェブサイトより出席登録の手続きをお願いいたします。
　手続きの詳細については当社ウェブサイトをご確認ください。
　ご用意する座席数以上の事前出席登録があった場合、当社でご出席できる株主様を抽選させていただきます。
　抽選となった場合は事前に下記当社ウェブサイトでお知らせいたします。
　ご入場の際に当選が確認できない株主様は本株主総会会場へご入場をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。
・本株主総会の**目的事項に関するご質問を事前に当社ウェブサイトにて承ります。**
　ご質問の多い事項につきまして、株主総会当日の審議において、または、後日当社ウェブサイトにて回答させていただきます。
　12月15日(火曜日)午後7時までに当社ウェブサイトの受付フォームより必要事項の記入をお願いいたします。
　事前質問の手続きについては当社ウェブサイトをご確認ください。
・株主総会の運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
・当社役員につきまして、感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性がございます。
・新型コロナウイルス感染症拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせします。
　ご出席いただく場合は特に、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

株主総会にご出席される株主さまへ

・ご出席される株主様におかれましては、ご入場前の手指の消毒及びマスク着用などのご協力をお願いいたします。
・受付にて検温させていただきます。37.5度以上熱があった場合、ご入場をお断りします。
・当社の判断に基づき、発熱がなくとも咳などの症状を有する株主様に対しては、ご入場をお断りしたり、お帰りいただく等、必要な措置を講じる場合もありますのであらかじめご了承ください。

当社ウェブサイト　https://crimw.me/3ngw7dZ
※事前出席登録、事前のご質問の受付フォームもこちらに掲載しております。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限　2020年12月16日（水曜日）午後７時到着分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限　2020年12月16日（水曜日）午後７時まで

株主総会にご出席いただける場合

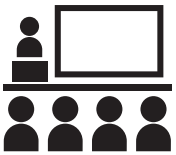

株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2020年12月17日（木曜日）午前10時

ご注意事項

※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえご利用いただきますようお願い申しあげます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

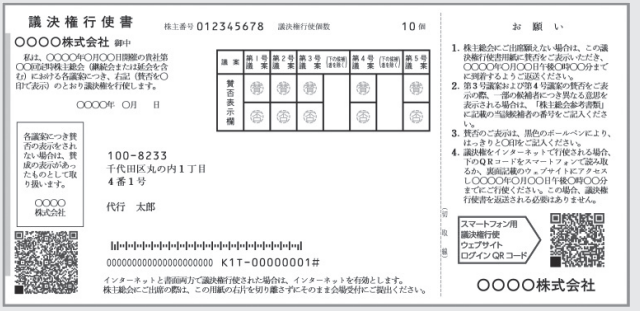

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

1 WEBサイトへアクセス

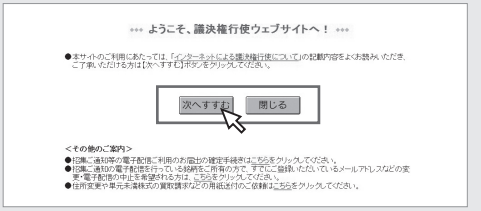

2 ログインする

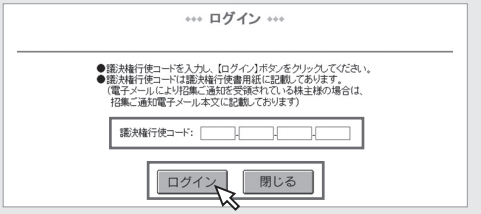

3 パスワードの入力

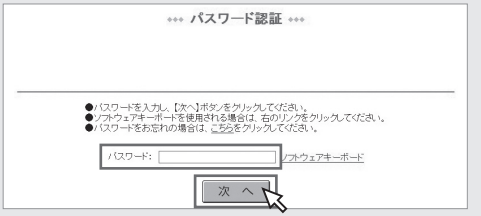

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の悪化を背景に設備投資は減少傾向にあり、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるものの、経済活動が再開するもとで、景気は持ち直しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、国内ゲーム市場において、巣ごもりによる需要増加の影響もあり、スマートフォンゲームは堅調に推移したものの、一部のアプリに人気が集中する傾向が続いております。家庭用ゲームは年末に発売される新型ゲーム機が大きな話題となっており、今後の市場拡大が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてイベント自粛やテレワーク導入が進むなか、インターネット上で動画を活用する技術・サービスへの需要は着実に増加しているものの、企業収益の見通し悪化により、新規投資やサービス導入の判断を先送りされるケースが生じております。

これらの状況下、当社グループは、今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備し、事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高2,349,739千円（前期比31.7％増）、営業利益457,180千円（前期比24.0％増）、経常利益457,894千円（前期比23.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益373,748千円（前期比44.1％増）となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を行っております。

（ゲーム事業）

当社製ミドルウェア「CRIWARE（シーアールアイウェア）」のライセンス売上は、巣ごもり需要もありスマートフォン向けが好調に推移するとともに、海外向けも旺盛なコンテンツ受託ニーズを取り込み大きく伸張いたしました。株式会社ウェブテクノロジは画像

最適化ソリューションを中心に堅調に推移いたしました。なお、株式会社ツーファイブ及び株式会社アールフォース・エンターテインメントの損益計算書を、それぞれ第１四半期及び第４四半期より新たに連結しております。当セグメントの売上高は1,708,217千円（前期比47.7%増）、セグメント利益は432,322千円（前期比24.9%増）となりました。

（エンタープライズ事業）

組込み分野は、ネットワーク組込みシステムの大型案件や音響補正ソリューションの販売が好調に推移いたしました。新規分野は、Web動画ソリューション及び動画向けソリューションが好調に推移いたしました。一方、医療・ヘルスケア分野は、新型コロナウイルス感染症の影響を吸収しきれず、売上の大半が次期へスライドいたしました。当セグメントの売上高は641,522千円（前期比2.2%増）、セグメント利益は24,858千円（前期比11.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により243,356千円及び第三者割当による自己株式の処分により61,208千円の資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2017年９月期)	第 18 期 (2018年９月期)	第 19 期 (2019年９月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2020 年 9 月期)
売上高（千円）	1,258,962	1,641,250	1,784,025	2,349,739
経常利益（千円）	120,015	413,787	371,699	457,894
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	80,054	284,467	259,308	373,748
１株当たり当期純利益（円）	16.94	59.79	53.26	70.60
総資産（千円）	3,463,525	4,259,959	4,397,292	5,236,711
純資産（千円）	1,928,807	2,340,207	2,697,735	3,681,200
１株当たり純資産額（円）	405.91	483.63	544.12	678.28

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第19期の期首から適用しており、第18期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社ウェブテクノロジ	10,000千円	100%	画像最適化ソフトウェア・ASP型ツール等の企画・開発・運用
株式会社ツーファイブ	3,200千円	100%	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等
株式会社アールフォース・エンターテインメント	80,000千円	100%	ネットワークを活用したゲーム用ソフトウェアの企画、制作・販売・運営
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co.,Ltd.)	2,000千中国元	70%	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境であります。また、新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響についても極めて不確実性が大きく、その影響の収束にどの程度の期間を要するかといった点は非常に不透明な状況であります。

このような環境の中、当社グループは、ゲーム事業で得られた技術やノウハウ、知見、資金を、エンタープライズ事業の研究開発や営業強化に投下することで、事業領域を拡げ、グループ全体で飛躍的な成長をめざします。また、テレウェア構想を基軸に製品やサービスを進化させ、新しいビジネスの創造を行います。

セグメント別には、次の課題に取り組んでまいります。

① ゲーム事業

国内は、スマートフォンのビジネスを着実に伸ばすとともに、今後リリースが予定されている新ゲームプラットフォームにも対応いたします。また、従来のミドルウェアのロイヤリティモデルだけでなく、ウェブテクノロジとともに新たな収益モデルを創造し、事業拡大をめざします。海外は、中国市場に対する従来のロイヤリティビジネスの拡大に注力するとともに、新たな事業モデルにも挑戦し、CRIWAREの海外への普及をめざします。

② エンタープライズ事業

組込み分野につきましては、カラオケ向けは業務用主力ソフト開発によって事業拡大を図るとともに、当社の音声・映像技術を活用することで付加価値の高い事業をめざします。車載向けは音声に加えて映像のノウハウを高付加価値の開発・サービスとして提供し、より多くの自動車関連メーカーとの事業拡大をめざします。遊技機向けは特定メーカーとの関係を強化し、安定したロイヤリティ収益の獲得を目論見ます。組込み向けミドルウェアはIoTに対応させ、新たな事業領域をめざします。

新規分野につきましては、動画向けソリューションは、監視カメラで得られたノウハウを組込み機器に対応し、Terafence社のセキュリティ技術とともにグローバルに事業を進めます。Web動画ソリューションは、Web動画技術のデファクトスタンダードのポジションを取るとともに、自動進行モデルによる高利益率の事業をめざします。また、新たにリリースしたデジタル展示会プラットフォームを横展開し、様々なビジネス領域での動画プラットフォームとして急速な事業拡大を目論見ます。

(5) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

①音声・映像・ファイルシステムに関する研究開発
②ミドルウェア製品の販売・サポート

(6) 主要な事業所（2020年９月30日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号

② 子会社

名　　称	所　在　地
株式会社ウェブテクノロジ	東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号
株式会社ツーファイブ	東京都豊島区南池袋二丁目４７番１３号
株式会社アールフォース・エンターテインメント	東京都渋谷区渋谷三丁目３番１号
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co., Ltd.)	中華人民共和国上海市

(7) 従業員の状況（2020年９月30日現在）

①連結会社の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名	+79名	37.2歳	7.3年

（注）１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員であります。
３．従業員数の増加は、主として株式会社ツーファイブ、株式会社アールフォース・エンターテインメントの完全子会社化によるものであります。

②提出会社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	+9名	37.5歳	7.5年

（注）１．従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。
２．従業員数は就業人員であります。
３．従業員数の増加は、主として開発部門の人員増によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

（1）株式の状況（2020年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　14,400,000株

② **発行済株式の総数**　5,518,350株

③ **株主数**　4,045名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社セガグループ	640,000株	11.86%
ＣＲＩ・ミドルウェア従業員持株会	542,600株	10.05%
押見正雄	392,800株	7.28%
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	232,750株	4.31%
古川憲司	232,000株	4.30%
株式会社日本カストディ銀行	159,600株	2.96%
松下操	141,800株	2.63%
鈴木久司	120,000株	2.22%
平崎泰司	100,200株	1.86%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS)	89,700株	1.66%

（注）　持株比率は、自己株式（121,315株）を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換及び新株予約権の行使を主たる要因とし、発行済株式の総数は、444,432株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2015年11月12日	2018年１月18日
新株予約権の数		1,060個	3,244個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 106,000株 (新株予約権 １個につき　100株)	普通株式 324,400株 (新株予約権 １個につき　100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり2,900円とする。	新株予約権１個当たり2,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 １個当たり　133,200円 （１株当たり　1,332円）	新株予約権 １個当たり　202,900円 （１株当たり　2,029円）
権利行使期間		2016年１月16日から 2023年１月15日まで	2020年12月１日から 2026年２月14日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況 (社外取締役を除く)	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　699個 目的となる株式数　69,900株 保有者数　3名	新株予約権の数　1,800個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　4名
	取締役（監査等委員）	－	－

（注）1．イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2016年９月期（2015年10月１日から2016年９月30日まで）、2017年９月期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）または2018年９月期（2017年10月１日から2018年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが370百万円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職または新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認したときは、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間を経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日までに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

2．イ　新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年９月期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）または2021年９月期（2020年10月１日から2021年９月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

ロ　新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

ハ　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

ニ　１個の新株予約権の一部行使は認めない。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等の状況**

2017年６月30日開催の取締役会決議に基づき発行した、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額または振替社債の総額	1,019,900,000円
各社債の金額	25,497,500円の１種
発行価額の総額	1,019,900,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2021年７月16日

償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄２．(2) 乃至 (4) に定める金額による。 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2021年７月18日（以下「償還期限」という。）にその総額を償還する。 (2) 当社は、2018年７月18日以降、2021年７月15日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部または一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2018年７月18日から2019年７月17日までの期間：101.5% ②2019年７月18日から2020年７月17日までの期間：103.0% ③2020年７月18日から2021年７月15日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、2019年12月24日以降、その選択により、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の１ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3．償還元金の支払場所 株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　経理・財務部 東京都渋谷区渋谷一丁目７番７号 住友不動産青山通ビル ９階
新株予約権に関する事項	新株予約権の目的となる株式の種類　普通株式 発行する新株予約権の総数　40個 転換価額　１株当たり2,914円 行使期間　2017年７月18日から2021年７月15日まで
募集の方法	第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
払込期日	2017年７月18日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含む。）に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保付切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	押　見　正　雄	組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室　管掌 株式会社ウェブテクノロジ　取締役 株式会社ツーファイブ　代表取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事 株式会社アールフォース・エンターテインメント　取締役
取締役会長	古　川　憲　司	コーポレート本部　管掌 上海希艾維信息科技有限公司　監事
常務取締役	田　中　克　己	エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長 株式会社ウェブテクノロジ　取締役 株式会社ツーファイブ　取締役 上海希艾維信息科技有限公司　董事長 株式会社アールフォース・エンターテインメント　取締役
取　締　役	鈴　木　泰　山	医療・ヘルスケア事業部長
取　締　役	櫻　井　敦　史	エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長
取　締　役	飯　野　　智	株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター　ファンド事業CIO
取締役（監査等委員）	片　山　勝　博	
取締役（監査等委員）	金　成　壽　及	
取締役（監査等委員）	和　藤　誠　治	ＴＭＩ総合法律事務所　弁護士

（注）１．取締役　飯野智、片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、社外取締役であります。
２．取締役　飯野智は、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。
取締役　片山勝博及び金成壽及は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役　片山勝博は、長年に亘る上場会社における経理部門での経験があります。
・取締役　金成壽及は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのＣＦＯ（最高財務責任者）経験を有しております。
３．当社は、内部統制システムを利用した監査を実施する方針のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４．当社は取締役　片山勝博を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
2019年12月19日開催の第19回定時株主総会において、飯野智が取締役に選任され、就任いたしま

した。

6．当社と飯野智、片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （ －名）	72,237千円 （ －千円）
取　締　役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 3名）	14,256千円 （ 14,256千円）
合　　計 （うち社外取締役）	8名 （ 3名）	86,493千円 （ 14,256千円）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年12月19日開催の定時株主総会において年額120,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏　名	職　位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
和藤誠治	取締役 (監査等委員)	TMI総合法律事務所 弁護士	兼職先は当社と顧問契約を締結している法律事務所であり、法律事務の委託など取引関係にあります。当事業年度における取引額は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.3%未満と僅少です。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	職　位	出席状況及び発言状況
飯野　智	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会10回中すべての取締役会に出席し、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
片山勝博	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、長年に亘る上場会社における経理部門での経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
金成壽及	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのＣＦＯ（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
和藤誠治	取締役 (監査等委員)	当事業年度全12回すべての取締役会及び全12回すべての監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① **名称**　EY新日本有限責任監査法人

② **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	25,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

④ **責任限定契約の内容の概要**

当社定款第37条において、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は、取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、監査等委員である取締役も出席した上で業務執行を監督しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、取締役会決議により定められた基本方針に基づいて整備された内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年１回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管体制を構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、随時取締役会に報告しております。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知・徹底することにより、社内での意識づけを図っております。また、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、当社の内部監査グループ及び監査等委員会は、関係会社管理規程に基づく子会社に対

する監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導または勧告を行う体制としております。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、毎月１回定時に開催するほか、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やＩＴ化を推進するほか、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当する経営企画室は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

⑦　当社及び子会社の取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の

執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会は毎月1回定時に定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨　反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおりの対応を行っております。

イ．反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。

ロ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

ハ．契約書に暴力団排除条項を導入しております。

ニ．取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。当社はかかる基本方針に基づいて内部統制システムを整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員会によって選定監査等委員に選定された取締役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査グループにより各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。しかしながら、今後の事業発展及び経営基盤強化に向けての投資を目的とした内部留保の充実を図るため、当事業年度の剰余金の配当を無配としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,205,650	流動負債	1,375,345
現金及び預金	3,343,210	買掛金	88,253
売掛金	590,785	未払法人税等	32,690
有価証券	101,269	賞与引当金	9,432
商品	3,471	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
仕掛品	72,820	その他	225,068
その他	94,903	固定負債	180,166
貸倒引当金	△809	退職給付に係る負債	109,281
固定資産	1,031,061	役員退職慰労引当金	70,885
有形固定資産	56,765		
建物及び構築物	30,940	負債合計	1,555,511
工具、器具及び備品	25,824	(純資産の部)	
無形固定資産	298,233	株主資本	3,672,125
ソフトウェア	270,102	資本金	758,426
のれん	27,159	資本剰余金	798,812
その他	971	利益剰余金	2,282,830
投資その他の資産	676,062	自己株式	△167,943
投資有価証券	470,433	その他の包括利益累計額	△11,416
繰延税金資産	60,979	その他有価証券評価差額金	△4,205
その他	144,648	為替換算調整勘定	△7,210
		新株予約権	12,157
		非支配株主持分	8,334
		純資産合計	3,681,200
資産合計	5,236,711	負債純資産合計	5,236,711

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,349,739
売上原価		947,909
売上総利益		1,401,829
販売費及び一般管理費		944,649
営業利益		457,180
営業外収益		
受取利息	2,593	
受取配当金	4,831	
その他	2,820	10,245
営業外費用		
為替差損	2,361	
事務所移転費用	2,420	
租税公課	1,870	
その他	2,880	9,532
経常利益		457,894
特別利益		
負ののれん発生益	38,675	38,675
税金等調整前当期純利益		496,569
法人税、住民税及び事業税	132,782	
法人税等調整額	△9,978	122,803
当期純利益		373,765
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		373,748

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から 2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	480,345	511,837	1,909,081	△220,131	2,681,132
当期変動額					
新株の発行	278,081	278,081	—	—	556,162
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	373,748	—	373,748
自己株式の取得	—	—	—	△127	△127
自己株式の処分	—	8,893	—	52,315	61,208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	278,081	286,974	373,748	52,187	990,992
当期末残高	758,426	798,812	2,282,830	△167,943	3,672,125

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	104	△6,907	△6,802	15,019	8,385	2,697,735
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	556,162
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	373,748
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△127
自己株式の処分	—	—	—	—	—	61,208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,310	△303	△4,613	△2,862	△51	△7,527
当期変動額合計	△4,310	△303	△4,613	△2,862	△51	983,464
当期末残高	△4,205	△7,210	△11,416	12,157	8,334	3,681,200

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,668,810	流動負債	1,200,115
現金及び預金	2,862,936	買掛金	35,782
売掛金	473,630	未払費用	27,519
有価証券	100,000	未払法人税等	23,354
仕掛品	37,386	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,019,900
前払費用	32,629	前受金	46,740
その他	163,103	預り金	6,204
貸倒引当金	△875	その他	40,614
		固定負債	180,166
固定資産	1,318,985	退職給付引当金	109,281
有形固定資産	24,482	役員退職慰労引当金	70,885
建物	16,102		
工具、器具及び備品	8,379	負債合計	1,380,282
無形固定資産	203,469	(純資産の部)	
ソフトウェア	203,177	株主資本	3,599,536
その他	291	資本金	758,426
投資その他の資産	1,091,033	資本剰余金	798,812
投資有価証券	454,203	資本準備金	748,426
関係会社株式	524,011	その他資本剰余金	50,385
出資金	1,001	自己株式処分差益	50,385
繰延税金資産	49,220	利益剰余金	2,210,241
その他	62,595	利益準備金	927
		その他利益剰余金	2,209,314
		繰越利益剰余金	2,209,314
		自己株式	△ 167,943
		評価・換算差額等	△ 4,180
		その他有価証券評価差額金	△ 4,180
		新株予約権	12,157
		純資産合計	3,607,513
資産合計	4,987,796	負債純資産合計	4,987,796

損 益 計 算 書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,677,441
売上原価		634,036
売上総利益		1,043,405
販売費及び一般管理費		645,373
営業利益		398,032
営業外収益		
受取利息	2,316	
受取配当金	4,831	
経営指導料	4,350	
その他	1,918	13,416
営業外費用		
為替差損	2,302	
租税公課	1,870	
その他	515	4,688
経常利益		406,759
税引前当期純利益		406,759
法人税、住民税及び事業税	122,736	
法人税等調整額	△8,551	114,184
当期純利益		292,574

株主資本等変動計算書

（2019 年10月 1 日から 2020 年 9 月30 日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
			自己株式処分差益			繰越利益剰余金	
当期首残高	480,345	470,345	41,492	511,837	927	1,916,739	1,917,666
当期変動額							
新株の発行	278,081	278,081	—	278,081	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	292,574	292,574
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	8,893	8,893	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	278,081	278,081	8,893	286,974	—	292,574	292,574
当期末残高	758,426	748,426	50,385	798,812	927	2,209,314	2,210,241

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△220,131	2,689,717	120	120	15,019	2,704,857
当期変動額						
新株の発行	—	556,162	—	—	—	556,162
当期純利益	—	292,574	—	—	—	292,574
自己株式の取得	△127	△127	—	—	—	△127
自己株式の処分	52,315	61,208	—	—	—	61,208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△4,300	△4,300	△2,862	△7,162
当期変動額合計	52,187	909,819	△4,300	△4,300	△2,862	902,656
当期末残高	△167,943	3,599,536	△4,180	△4,180	12,157	3,607,513

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　野　広　義　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　　崇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金　野　広　義　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＣＲＩ・ミドルウェアの2019年10月１日から2020年９月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月25日

株式会社ＣＲＩ・ミドルウェア　監査等委員会

取締役（監査等委員）　片　山　勝　博　㊞

取締役（監査等委員）　金　成　壽　及　㊞

取締役（監査等委員）　和　藤　誠　治　㊞

（注）監査等委員 片山勝博、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	押見 正雄 (1963年２月15日)	1987年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 1997年10月　同社マルチメディア研究室マネージャー 2002年８月　当社へ出向 2003年４月　当社取締役 2007年４月　当社専務取締役 2008年６月　当社代表取締役専務 2013年４月　当社代表取締役社長 第１事業ユニット長、エンターテインメント事業推進室 管掌 2016年10月　当社代表取締役社長 事業開発本部長 2017年10月　当社代表取締役社長 組込み事業推進部、新規事業推進部、エンターテインメント事業開発室 管掌 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役（現任） 2018年10月　当社代表取締役社長 組込み事業部・インターネット事業部・事業開発室 管掌（現任） 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事（現任） 2019年10月　株式会社ツーファイブ 代表取締役（現任） 2020年５月　株式会社アールフォース・エンターテインメント　取締役（現任）	392,800株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	田中克己（たなかかつみ） （1966年10月21日）	1989年４月　株式会社ＣＳＫ［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 1993年10月　株式会社セガ・エンタープライゼス［現株式会社セガ］入社 2001年４月　株式会社アルブレイン 取締役 2008年３月　株式会社ＡＱインタラクティブ　入社 2010年２月　同社執行役員 事業企画部長 2011年10月　株式会社マーベラスＡＱＬ［現株式会社マーベラス］執行役員 デジタルコンテンツ事業部 副事業部長 2013年４月　当社執行役員 コーポレート部門長 2013年12月　当社取締役 コーポレート本部長 2016年10月　当社取締役 コーポレート本部長、事業開発本部 副本部長 兼 広報・ＩＲ室長 2016年12月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 事業開発本部 副本部長 2018年５月　株式会社ウェブテクノロジ 取締役（現任） 2018年10月　当社常務取締役 コーポレート本部長、広報・ＩＲ室長 兼 エンターテインメント事業本部長 2018年12月　当社常務取締役、エンターテインメント事業本部長 兼 経営企画室長（現任） 2019年５月　上海希艾維信息科技有限公司 董事長（現任） 2019年10月　株式会社ツーファイブ 取締役（現任） 2020年５月　株式会社アールフォース・エンターテインメント　取締役（現任）	65,000株
3	鈴木泰山（すずきたいざん） （1963年12月１日）	1987年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 2001年８月　当社へ出向 2004年７月　当社営業部長 2010年３月　当社取締役 2013年４月　当社取締役 第３事業ユニット長 2015年10月　当社取締役 医療・ヘルスケア事業推進部長 2018年10月　当社取締役 医療・ヘルスケア事業部長（現任）	6,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	櫻井敦史（さくらいあつし） (1974年10月8日)	2000年４月　株式会社ＣＳＫ総合研究所　入社 2002年８月　当社へ出向 2004年７月　当社入社 2013年10月　当社第１事業ユニット副ユニット長 兼 開発統括マネージャー 2015年10月　当社執行役員 研究開発本部長 2018年10月　当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2018年12月　当社取締役 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長（現任）	51,300株
5	飯野智（いいのさとる） (1965年7月9日)	1989年４月　株式会社日立製作所　入社 2000年３月　ＣＳＫベンチャーキャピタル株式会社　入社 2004年２月　同社取締役 2010年９月　株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員 2013年４月　同社投資運用部長 2013年６月　株式会社アドバンスト・メディア 取締役（現任） 2015年３月　株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業ＣＩＯ（現任） 2017年３月　株式会社ＡＬＢＥＲＴ 取締役（現任） 2019年12月　アクセルマーク株式会社　社外取締役（現任） 2019年12月　当社社外取締役（現任）	0株
6	鈴木正彦（すずきまさひこ） (1954年5月25日)	1981年４月　コンピューターサービス株式会社［現ＳＣＳＫ株式会社］入社 2000年６月　株式会社ＣＳＫ［現ＳＣＳＫ株式会社］取締役 2002年６月　同社常務取締役 2010年10月　同社専務執行役員 2011年10月　ＳＣＳＫ株式会社　取締役専務執行役員 2016年４月　同社　取締役副社長執行役員（ＣＴＯ） 2017年６月　同社　副社長執行役員 2019年４月　同社　参与（モビリティー事業部門フェロー） 2020年４月　当社　顧問（現任）	1,400株

（注）1．取締役候補者飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクターファンド事業CIOを兼務しており、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債の割り当てを行っております。なお、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．飯野智氏及び鈴木正彦氏は、社外取締役候補者であります。

3．飯野智氏は、数々のテクノロジーベンチャー企業を育成してこられた豊富な経験及び海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
鈴木正彦氏は、経営者としての幅広い実績及び車載分野を中心に新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。

4．当社は、飯野智氏との間で会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、鈴木正彦氏との間においては、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5．監査等委員会は、監査等委員である取締役以外の取締役の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門性、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

第２号議案　　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

１．会計監査人候補者とした理由

現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査を期待し、ＰｗＣ京都監査法人の専門性、独立性、適切性、及び品質管理体制等について総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

２．会計監査人候補者の名称等

会計監査人候補者の名称等は次の通りです。

（1）名称	ＰｗＣ京都監査法人	
（2）事務所の所在地	京都市下京区四条通烏丸東入ル　京都三井ビル7階	
（3）沿革	2007年３月設立	
（4）概要		
出　資　金	336百万円	
人　員　数	パートナー	31 名
	公認会計士	92 名
	公認会計士試験合格者	39 名
	その他	166 名
	合　　計	328 名
関与会社数	会社法・金融商品取引法監査	49 社
	会社法監査	98 社
	金融商品取引法監査	4 社
	その他	203 社
	合　　計	354 社
国内事務所	（東京・京都）	

第３号議案　　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役　古川憲司氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退任慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏　　名	略　　歴
古川（ふるかわ）　憲司（けんじ）	2001年８月　当社取締役
	2010年３月　当社代表取締役社長
	2013年４月　当社代表取締役会長
	2017年12月　当社取締役会長（現在に至る）

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷四丁目４番25号
アイビーホール　４階　クリノン
TEL 03−3409−8181



交通　東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道駅」（Ｂ１・Ｂ３出口）より徒歩５分